

枚方市立菅原東小学校いじめ防止基本方針



令和6年4月
枚方市立菅原東小学校

表紙Ⅰ

目次2

第1章 いじめの防止に関する本校の考え方 -----	3
1. 基本理念 -----	3
2. いじめの定義 -----	3
3. いじめの防止のための組織 -----	4
(1) 名称 -----	4
(2) 構成員 -----	4
(3) 役割 -----	4
4. 年間計画 -----	4～5
5. 取組状況の把握と検証 -----	5
第2章 いじめ防止 -----	6
1. 基本的な考え方 -----	6
2. いじめの未然防止に向けた学校の役割 -----	6
(学校体制)	
3. いじめ防止のための措置 -----	7
第3章 早期発見 -----	8
1. 基本的な考え方 -----	8
2. 発見のポイント -----	8～9
3. いじめの早期発見のための措置 -----	9
○実態把握の方法として	
第4章 いじめに対する考え方 -----	8～9
1. 基本的な考え方 -----	9
2. いじめの発見・通報を受けたときの対応 -----	9
3. いじめられた児童またはその保護者への支援 -----	9
4. いじめた児童への指導またはその保護者への助言 -----	9
5. いじめが起きた集団への働きかけ -----	9～10
6. ネット上のいじめへの対応 -----	10
いじめが起こった場合の対応-----	11
関係機関一覧 -----	12

学校いじめ防止基本方針

枚方市立菅原東小学校

令和6年4月

第Ⅰ章 いじめ防止に関する本校の考え方

I 基本理念

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「個人の尊厳を重んじ、鋭い人権感覚を持った子どもを育てる。」を教育目標としており、
そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという
認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

本校では、それぞれの行為が「いじめ」あたるか否かの判断は、表面的形式的におこなうのではなくいじめを受けた児童の立場に立って行う。

一方、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらなくとも良好な関係を再び築くことができている場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、「いじめ」であるため、学校の「いじめ防止等の対策のための組織」(以下「いじめ防止対策委員会」という。)へ情報共有を行う。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主担、各学級担任

※いじめ相談等があれば 担任及び「いじめ対策委員」(校長、教頭、首席、生徒指導主担、学級担任)に連絡し対応していく。

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

菅原東小学校いじめ防止年間計画				
	1, 2年	3, 4年	5, 6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 (心の教室) 学級・学年の目標作り いじめのない「仲間作り」について話し合い・道徳を行う。	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 (心の教室) 学級・学年の目標作り いじめのない「仲間作り」について話し合い・道徳を行う。	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 (心の教室) 学級・学年の目標作り いじめのない「仲間作り」について話し合い・道徳を行う。	新旧担任引き継ぎ会 第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) ☆生指交流（毎月1回） ☆心の教室相談日（毎週月曜日）開室
5月	家庭訪問に代わるオンライン懇談 (家庭での様子の把握)	家庭訪問に代わるオンライン懇談 (家庭での様子の把握)	家庭訪問に代わるオンライン懇談 (家庭での様子の把握)	アンケート回収と対応 問題点を共有し、課題を話し合う
6月	「アンケート」学校生活での困っている悩みなどを把握 教育相談	「アンケート」学校生活での困っている悩みなどを把握 教育相談	「アンケート」学校生活での困っている悩みなどを把握 教育相談	第2回委員会（進捗確認） 1学期のいじめ状況調査報告 いじめ防止職員研修
7月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	
8月				

9月	2学期のクラス目標づくり（どんなクラスにしたいかな）	2学期のクラス目標づくり（どんなクラスにしたいかな）	2学期のクラス目標づくり（どんなクラスにしたいかな）	☆生指交流（毎月1回） ☆心の教室相談日（毎週月曜日）開室
10月	「アンケート」実施 教育相談	「アンケート」実施 教育相談	「アンケート」実施 教育相談	「アンケート」回収と対応 問題点を共有し、課題を話し合う 2学期のいじめ状況調査報告
11月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
12月	3学期のクラス目標づくり 「アンケート」を実施 教育相談	3学期のクラス目標づくり 「アンケート」を実施 教育相談	3学期のクラス目標づくり 「アンケート」を実施 教育相談	第4回委員会（年間の取組みの検証） 次年度学級編成についての交流会 3学期のいじめ状況調査報告
1月				
2月				
3月				

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、(各学期の終わりに、など) 年2回、(検討会議を) 開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止

I 基本的な考え方

- 誰もが、いじめはどの児童にも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識する。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組む。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努める。
- 児童が、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識できるようにする。そして、他者に対しては思いやりの心を持って接し、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めるよう指導する。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組む。

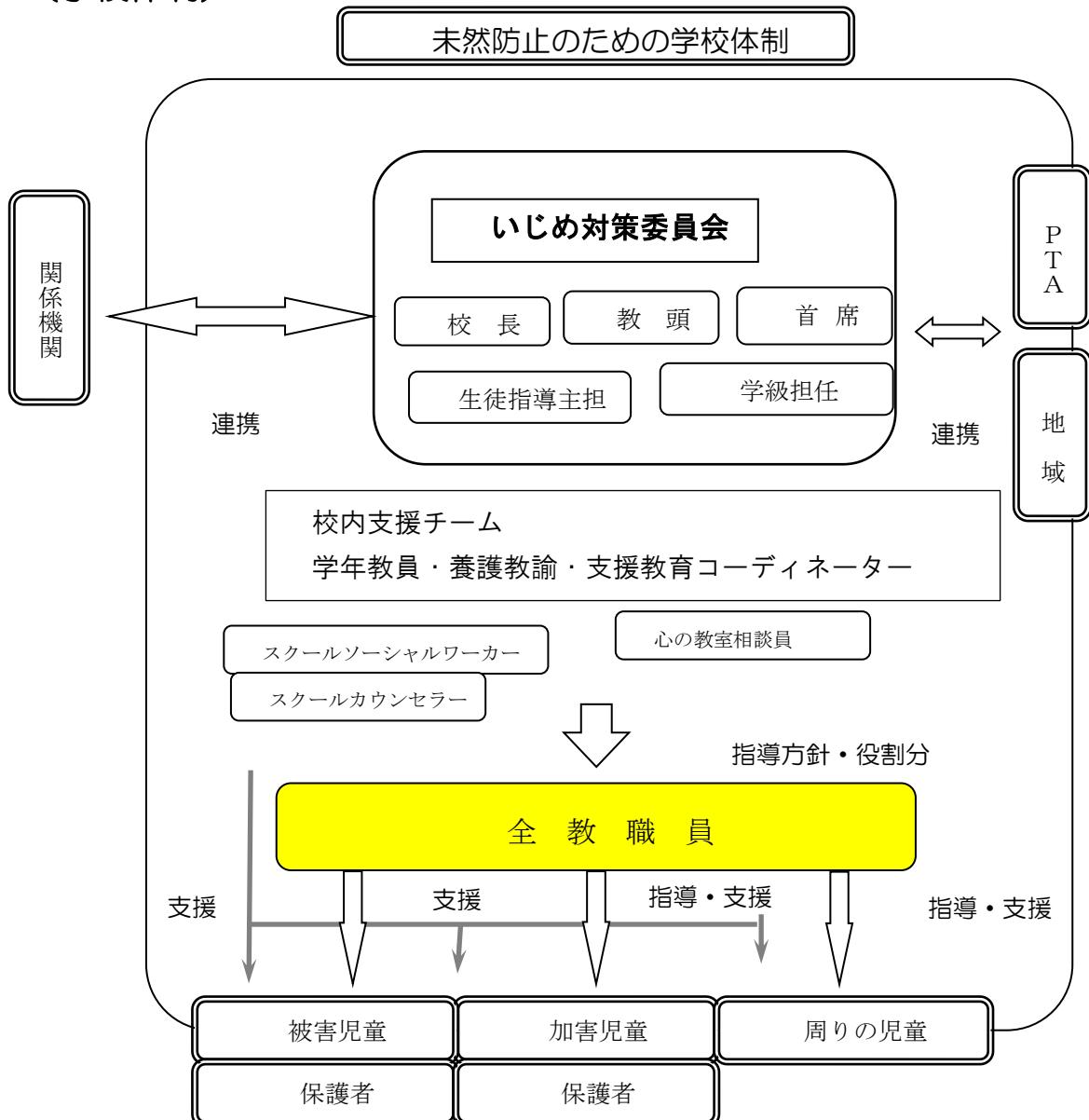
2 いじめの未然防止に向けた学校の役割

児童たちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努める。

- 児童が主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、児童を指導・支援する。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努める。
- いじめが発生した際には、家庭と連携し、早期に解決に努める。必要に応じて、教育委員会、関係機関と連携し対応する。

校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOS のキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめや体罰の未然防止に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組む。

(学校体制)



3 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめ防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、等の校内研修を実施する。
児童に対しては、子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることができるよう、支援する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのためには、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

第3章 早期発見

Ⅰ 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めるなどを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。そのため、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

そのため、教職員には、子どもの何気ない言動の中に、心の訴えを感じ取る鋭い感性や隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められている。

ア：学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表して

る。教員は、ひとりひとりの児童が出すサインを見逃さず、早期に対応することを心がける。

イ：毎月の職員会議で、生指交流を行い情報交換し、情報を共有することに努める。

2 発見のポイント

【学校での一日】

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none">◎遅刻・欠席が増える◎表情がさえず、うつむきがちになる	<ul style="list-style-type: none">◎始業時刻ぎりぎりの登校が多い◎出席確認の声が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none">◎忘れ物が多くなる◎用具、机、椅子等が散乱している◎一人だけ遅れて教室に入る	<ul style="list-style-type: none">◎涙を流した気配が感じられる◎周囲が何となくざわついている◎席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none">◎正しい答えを冷やかされる◎発言に対し、しらけや嘲笑が見られる◎責任ある係の選出の際、冷	<ul style="list-style-type: none">◎グリープ分けて孤立することが多い◎保健室によく行くようになる※不まじめな態度で授業を受ける※ふざけた質問をする

	やかし半分に名前が挙げられる ◎ひどいアダ名で呼ばれる	※テストを白紙で出す
休み時間	◎一人でいることが多い ◎わけもなく階段や廊下等を歩いている ◎用もないのに職員室に来る ◎遊びの中で孤立しがちである ◎プロレスごっこで負けることが多い	◎集中してボールを当てられる ◎遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良じでない者とトイレに行く
給食時間	◎食べ物にいたずらをされる ◎グループで食べる時、席を離している ◎その児童が配膳すると嫌がられる	◎嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
清掃時	◎目の前にゴミを捨てられる ◎最後まで一人でする ◎椅子や机がぽつんと残る	※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	◎衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ◎顔にすり傷や鼻血の跡がある ◎急いで一人で帰宅する	◎用事がないのに学校に残っている ◎部活動に参加しなくなる ※他の児童の荷物を持って帰る

3 いじめの早期発見のための措置

○実態把握の方法として、

- ・毎学期ごとにアンケート調査実施
- ・教員の人権意識をチェック（4月）
- ・保護者への啓発

第4章 いじめに対する考え方

I 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアを最優先に対応する。また、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導を行い、再発防止につなげる。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合や、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合であっても、「いじめは絶対に許されない」ことを認識させ、相手に謝罪する気持ちをもつように指導する。いじめ事象に関係した児童同

士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを支援する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に把握する。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し対応する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込みず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であることを認識させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、校内連携チームを中心に、複数の教職員が連携し、必要に応じて心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に対応し、再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てるこ

とを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「傍観者」（「観衆」）の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任を中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

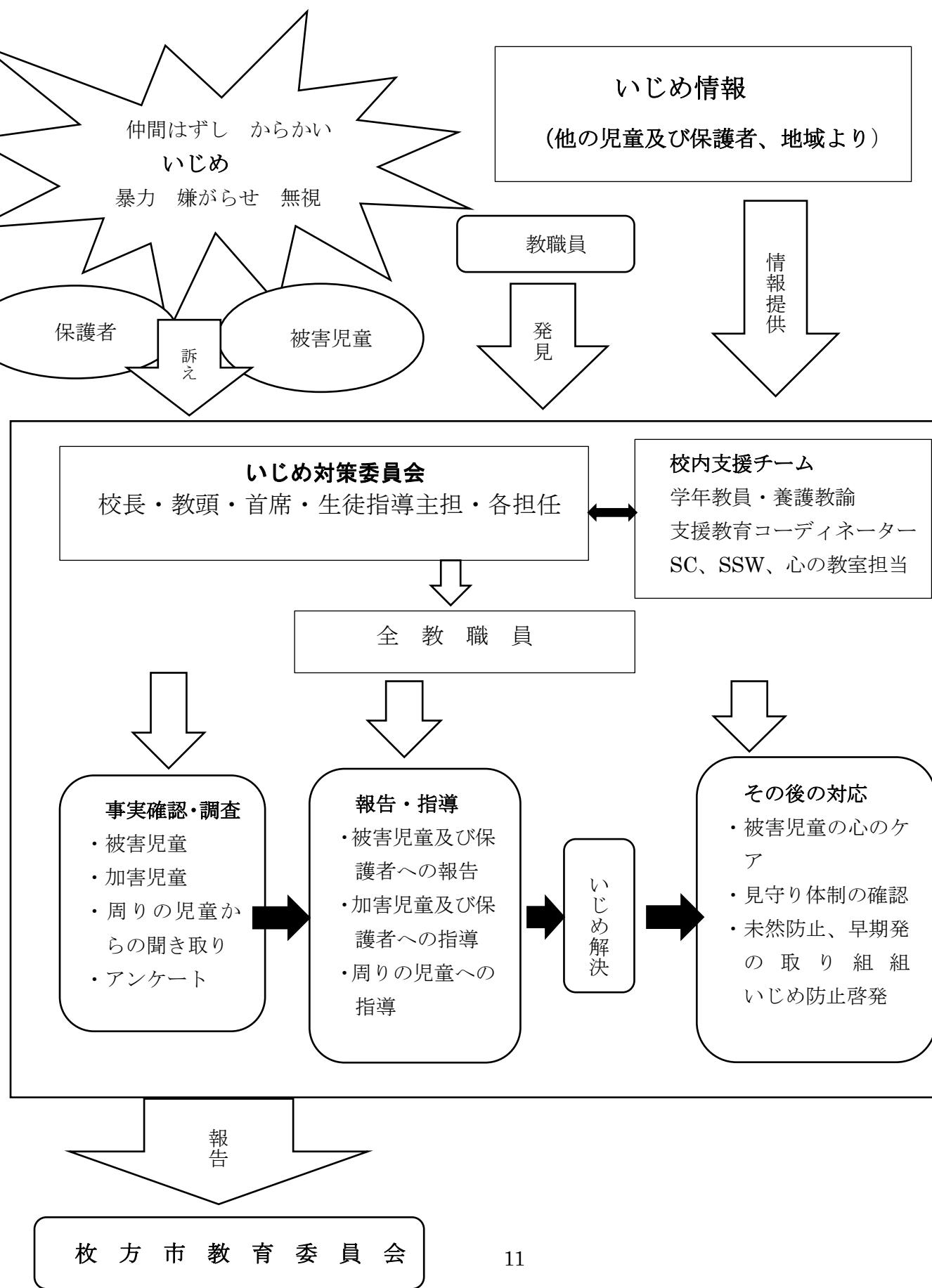
そのため、認知されたいじめ事象について、事案の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげ、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。

運動会や学習発表会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ機会の充実を図る。また、授業において、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう「協働的な学び」を推進する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を推進し、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

いじめが起こった場合のフローチャート



学校以外の相談機関について

① 枚方市教育委員会 教育支援推進室 電話相談 050-7105-8048(代表)

② 子どもの笑顔守るコール(いじめ専用ホットライン)

児童・生徒に関するいじめの相談

072-809-7867 月～金 9時～17時

※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

③教育安心ホットライン 学校や友だちのこと、困っていることやわからないこと、心配なことは何でも

072-809-2975 月～金 午前9時～午後5時

※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

④枚方市子どもの育ち見守りセンター 子育て、親子関係友人関係のことなど、

18歳未満の子どもに関する様々な相談

050-7102-3221 月～金 9時～17時30分

※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

⑤大阪府中央子ども家庭センター 子どもや家庭についての相談

072-828-0161 072-844-1331

月～金 9時～17時45分

※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

⑥大阪府教育センターすこやか教育相談

・子どもからの相談 すこやかホットライン

電話 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

・保護者からの相談 さわやかホットライン

電話 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

⑦大阪府枚方少年サポートセンター 電話 072-843-2000

⑧大阪府すこやか教育相談24

0120-078-310 (年中無休24時間対応)

教師用の補足

★いじめを許さない指導（学級担任としての大切な心構え）

①信頼できる教師となる。

「口で言うこと」と「すること」の矛盾がないようにする。目に見える言行不一致に対して児童は敏感に反応し、教員の人間性を鋭く評価する。相談されたら親身になって聞き、誠意をもって行動する。

②多面的な価値尺度をもち、子どもたちの長所を伸ばす。

教員が自分のよさを見てくれているというのは、児童にとって何より嬉しいものである。マイナス面は見ているがプラス面は見ていないと感じれば、子どもの心は離れていく。否定よりも肯定、長所を伸ばすことによって欠点をカバーする方が、より大きく人間は成長できる。何よりも、教員がひとりひとりの児童を理解しようとする姿勢が大切である。

③すべての児童に愛情を持って接する。

学級の児童一人一人を見つめ、今一番弱い立場にある児童と向き合い、寄り添って、悩みを共に解決するために最善を尽くすことが教員の仕事である。このような教員の姿から、弱い立場の者をいじめてはいけないことを児童は感じていく。

その一方で、教員に対する不満として児童が筆頭に挙げるのは「えこひいき」である。特に、教員が無神経な差別的言動や心を傷つける言葉を発するなど、人格を否定するようなことをすれば信頼は大きく崩れてしまう。すべての児童に愛情を持って接する姿勢を貫くことである。

④学級づくりの明確な指針を持ち、しっかりと示す。

「どのような学級にしたいか」「何を大切な価値観とするか」などを明確にする。目標の意識づけと方向性が明確であれば、児童は創意工夫して、その実現に向かうことができる。これがはっきりしないまま、そのときの都合によって価値観や方向性が変わるようであれば、何を指針に行動していくのか児童はわからなくなり、集団としてのまとまりも弱くなる。

⑤記録を残し、指導に役立てる。

児童の長所や気になることがら、学級会などで話した内容などはその日のうちに簡単なメモをとつて、一冊の本や手帳にまとめておくとよい。すると、褒めたり叱ったりした児童が偏っていたり、全然名前が出てこない児童などの存在に気づくことがあり、事後の指導に役立つ。

⑥担任が許さないことを語る。

学級づくりを進める中で、担任は、児童が誤った道を歩もうとするときのブレーキとなることも重要である。そのためにも、日ごろから、担任が「教員として、人として許せないこと」を児童へ繰り返し語り続けていくことである。このことが、児童が物事を判断する際の重要な手がかりとなっていく。いかに楽しい雰囲気の学級であっても、規範意識が弱く、けじめのない学級は、児童の思ひが空回りして、集団としての高まりを期待することが難しい状況に陥りやすい。